

一般貨物自動車運送事業者や海運事業者の方への支援金について

1. 津久見市自動車運送事業者燃油高騰対策事業継続支援金
2. 津久見市海運事業者燃油高騰対策事業継続支援金

原油価格の高騰などにより経営収支が悪化している一般貨物自動車運送事業者や海運事業者に対し、支援金を交付いたします。

1. 津久見市自動車運送事業者燃油高騰対策事業継続支援金

【交付対象者】

市内に主たる事業所を有し、以下の要件を全て満たす中小企業者

- ①令和4年4月1日時点で、貨物自動車運送事業法の許可を得て、主たる事業として一般貨物自動車運送事業を営んでいること
- ②市税の滞納がないこと

【交付額】 所有している事業用貨物車両数×交付単価(市内の事業所に登録している車両に限る)

事業用貨物車両の分類(道路運送車両法による)	交付単価
普通自動車(大型トラック等)	10万円
小型自動車(小型トラック等)・軽自動車(軽トラック等)	3万円

※上限100万円



【申請方法】 詳しくは津久見市ホームページをご確認ください。

2. 津久見市海運事業者燃油高騰対策事業継続支援金

【交付対象者】

市内に本社・支社など主たる事業所を有し、以下の要件を全て満たす中小企業者

- ①令和4年4月1日時点で、海上運送法や内航海運業法の必要な手続きを得て、主たる事業として海運事業を営んでいること
- ②大型船舶については、内航海運業法で登録又は届出を提出し、燃油を自社で負担している者
- ③小型船舶については、海上運送法第20条第2項及び同法施行規則第22条の規定により届出を提出し3隻以上保有している者
- ④市税の滞納がないこと

船舶の分類	支援金額
①大型船舶保有事業者	100万円
②3隻以上小型船舶保有事業者	30万円

※①と②対象の場合は100万円を限度とする。



【申請方法】 詳しくは津久見市ホームページをご確認ください。

【申請期限】 令和5年2月28日(火)まで

※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※申請書類の様式、そのほか詳細については、津久見市ホームページをご確認ください。

津久見市
ホームページ



【提出先・問い合わせ先】 津久見市 商工観光・定住推進課 TEL：0972-82-9542

「津久見市小規模事業者物価高騰等対策事業支援金」の申請期限は、令和5年1月31日(火)までです。支給要件等に該当する小規模事業者の方でまだ申請していない方は申請漏れのないよう、お願いします。「津久見市小規模事業者等家賃・リース等支援補助金」の申請も受けつけています。